

日常生活福祉用具貸与事業実施要項

社会福祉法人

益田市社会福祉協議会

(目的)

第1条 この要項は、益田市社会福祉協議会の日常生活福祉用具貸与事業に伴い益田市内の在宅の障がい者または長期寝たきり老人で、日常生活福祉用具の利用を希望する者に対し、貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用具の種類)

第2条 日常生活福祉用具の種類は、別に定める通りとする。

(申請借用等)

第3条 日常生活福祉用具の利用を希望する者は、様式第1号に定める申請書、借用書を提出しなければならない。

(利用料)

第4条 利用料は、無料とする。

(貸与期間)

第5条 貸与期間は1年以内とするが、引き続き利用を希望する場合は借用書を更新することができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 1) 貸与された用具を、その目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。
- 2) 貸与された用具使用の際に生じた故障又は破損等については、自己の責任において対応しなければならない。
- 3) 貸し出し期間中に生じた使用者に起因する事故等については、利用者の責任において対応するものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

1, この要項は、平成6年9月1日から適用する。

附 則 (第5条・貸与期間の変更)

1, この要項は、平成22年6月15日から適用する。

附 則 (第6条第3項の追加)

1, この要項は、平成24年6月15日から適用する。